

高知県新型インフルエンザ 対策行動計画

【附属資料】

高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県新型・高病原性鳥インフルエンザ対策推進本部（以下「推進本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置等)

第2条 知事は、新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザ（以下「新型インフルエンザ等」という。）に関する情報の共有化を図るとともに、その対策を総合的に推進する必要があると認められるときは、推進本部を設置することができる。

2 高知県危機管理本部設置要綱（平成15年11月4日施行）に基づき、新型インフルエンザ等の対処のための危機管理本部が設置されたときは、第5条の事務の全部又は一部は危機管理本部に移行するものとする。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部員は、理事（東京事務所担当）、理事（交通運輸政策担当）、各部局の長、教育長、警察本部長、公営企業局長及び東京事務所長並びに本部長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第5条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析及び伝達に関すること
- (2) 新型インフルエンザ等の総合対策に関すること
- (3) その他必要とする事項に関すること

(専門部会)

第6条 本部長は、新型インフルエンザ等に関する特定の課題を処理するため必要と認めるとときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の名称、所掌事務、構成員等は、本部長が別に定める。

(学識経験者等の参画)

第7条 本部長は、必要に応じて、本部会議及び専門部会に学識経験者、関係機関の職員等の参画を求めることができる。

(事務局)

- 第8条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。
 - 3 事務局長は、危機管理部危機管理・防災課長をもって充てる。
 - 4 事務局職員は、危機管理・防災課、健康長寿政策課、健康対策課、文化・国際課、鳥獣対策課、農業政策課及び畜産振興課の職員をもって充てる。

(推進本部の廃止)

- 第9条 知事は、第5条の事務が概ね終了したと認めたときは、推進本部を廃止するものとする。

(委任)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

高知県危機管理本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県危機管理本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 知事は、県民の生活、生命、身体、財産等に重大な危害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある危機事象に対し、各部局が連携して全庁をあげ対処する必要があると認めるときは、本部を設置することができる。

- 2 本部が設置された後に、災害対策基本法第23条第1項による災害対策本部が設置されたとき又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第27条第1項及び第183条において準用する第27条第1項により、国民保護対策本部若しくは緊急対処事態対策本部が設置されたときは、本部は廃止する。
- 3 本部の名称については、その都度、本部長が別に定める。

(構成)

第3条 本部の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
 - 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
 - 4 本部員は、警察本部長、教育長、公営企業局長、各部局の長、理事（交通運輸政策担当）及び本部長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、その事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に参画するものとする。

(所掌事務)

第5条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析及び伝達に関する事務
- (2) 初動対応及び応急対策に関する事務
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事務
- (4) 県民に対する広報に関する事務
- (5) その他危機管理に係る重要な事項に関する事務

(幹事会)

第6条 本部の活動を補佐するため、必要があると認めるときは、本部長は本部の下に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、その都度、本部長が別に定める。

(学識経験者等の参画)

第7条 本部長は、必要に応じて、本部及び幹事会に学識経験者、関係機関の職員等の参画を求めることができる。

(事務局)

第8条 本部の事務を処理するため、本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 事務局職員は、危機管理部危機管理・防災課及び関係部の職員をもって充てる。

(本部の廃止)

第9条 知事は、第5条の事務が概ね終了したと認めたときは、本部を廃止するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表1 本部員（第3条第4項）

本部長	知事
副知事	副知事
総務部	総務部長
危機管理部	危機管理部長
健康政策部	健康政策部長
地域福祉部	地域福祉部長
文化生活部	文化生活部長
産業振興推進部	産業振興推進部
交通運輸政策部	交通運輸政策担当理事
商工労働部	商工労働部長
観光振興部	観光振興部長
農業振興部	農業振興部長
林業振興・環境部	林業振興・環境部長
水産振興部	水産振興部長
土木部	土木部長
会計管理部	会計管理局長
公営企業部	公営企業局長
教育部	教育長
公安部	警察本部長

別表2 幹事会（第6条第2項）

部名	課名	担当課長
総務部	財政課	企画監（執行管理担当）
危機管理部	危機管理・防災課	危機管理・防災課長
健康政策部	健康長寿政策課	健康長寿政策課長
地域福祉部	地域福祉政策課	地域福祉政策課長
文化生活部	文化・国際課	文化・国際課長
産業振興推進部	計画推進課	計画推進課長
交通運輸政策部	運輸政策課	運輸政策課長
商工労働部	商工政策課	商工政策課長
観光振興部	観光政策課	観光政策課長
農業振興部	農業政策課	農業政策課長
林業振興・環境部	林業環境政策課	林業環境政策課長
水産振興部	水産政策課	水産政策課長
土木部	土木企画課	土木企画課長
会計管理部	会計管理課	会計管理課長
公営企業部	県立病院課	県立病院課長
教育部	教育政策課	教育政策課長
公安部	警備第二課	災害対策室長